

令和元年度 技能講習の受講について

「猟銃の操作及び射撃技能に関する講習」

新潟県公安委員会

1 技能講習の受講

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第5条の2及び第5条の5により、現に猟銃（ライフル銃又は散弾銃等）を所持している者は、原則として、3年に一度、所持している猟銃の種類ごとに都道府県公安委員会が行う猟銃の操作及び射撃技能に関する講習（以下「技能講習」という。）の受講が義務付けられ、猟銃の追加所持許可申請又は所持許可更新申請（以下「所持許可等の申請」という。）の際には、当該技能講習の課程を修了した者に対して交付される技能講習修了証明書の提示が必要です。

2 開催期間等

平成31年4月～令和2年3月まで

- ・開催日程については別紙「技能講習日程表」をご覧ください。
- ・別紙「技能講習日程表」は時期ごとに年間4回に分けて公表します。

3 受講対象者等

(1) 対象者

新潟県内に住所を有し、猟銃（ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃）の所持許可等の申請を受けようとする方

(2) 免除者

- ア 射撃指導員（所持又は更新しようとする猟銃と同種の猟銃に係る射撃指導員に限る。）
- イ 日本スポーツ協会の地方加盟団体から推薦を受けた方（国民体育大会の当該種類の猟銃に係る射撃競技への参加選手又は候補者）
- ウ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に係る免除規定に該当する方
ウの詳細は別紙2「鳥獣被害防止特措法に基づく猟銃に係る技能講習免除規定について」のとおりです。

4 申込受付期間

別紙「技能講習日程表」に記載のとおりです。なお、受講定員に達した場合は、申込みを締切ります。

5 申込みから受講までの流れ

(1) 申込み手続

受講を希望する方は、住所地を管轄する警察署生活安全課（以下管轄警察署）に講習の空き状況を確認の上、受講の申込みをしてください。

なお、郵送による受講申込及び技能講習修了証明書の受領も可能となっております。事前にお申し出ください。（手続きは「7 郵送による受講申込及び技能講習修了証明書の受領について」参照）

※ 災害等やむを得ない理由により、技能講習の日時・場所を変更または中止する場合があります。この場合は、警察署の担当係員が速やかに当該受講申込者に開催日時・場所の変更または中止の旨を通知します。

(2) 申込みに必要な書類等

ア 技能講習受講申込書

イ 受講手数料(新潟県収入証紙)を貼付した納付書(9月30日までの申込みは12,300円
10月1日以降の申込みは12,700円)

(警察署では、新潟県収入証紙の取扱いはありませんので、事前に新潟県指定の取扱金融機関において購入してください。なお、申請受理後の受講手数料は、新潟県手数料条例に基づき、返還しません。)

(3) 技能講習通知書の受領

受講の申込みをしましたら、技能講習受講の際に必要な「技能講習通知書」を交付します。郵送による申込みの場合は「7(1) 郵送による受講申込みの場合」のとおりです。

(4) 技能講習当日の携行品

ア 技能講習通知書

イ 猟銃・空気銃所持許可証

ウ 技能講習で使用する猟銃及び猟銃に適合する実包

ライフル銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃は10発以上
散弾銃は25発以上

※ 技能講習で使用する実包は、受講者各自が持参してください。

実包を持参しなかった場合は、射撃場付設の火薬店で実包を購入することも可能ですが、火薬類の譲受許可を受けていない場合は購入できず、講習を受講することができませんので注意してください。

(5) 技能講習当日について

受講する技能講習の開催時間の30分前から講習開始までの間に、技能講習通知書を開催射撃場の担当係員に提出し、当該講習の受講手続を行います。

6 技能講習修了証明書の受領

技能講習が修了した方に、後日、技能講習修了証明書を交付します。

7 郵送による受講申込み及び技能講習修了証明書の受領について

(1) 郵送による受講申込みの場合

- ・ 「5(2) 申込みに必要な書類等」の他に技能講習通知書を返送するための、送付用封筒1通が必要です。簡易書留により返送しますので、郵送に必要な額の郵便切手を貼付し、封筒の宛先に住所、氏名を記載の上同封してください。
- ・ 別紙「技能講習日程表」の申込締切日までに管轄警察署へ郵送してください。

(2) 郵送による技能講習修了証明書の受領の場合

電話予約の際に、郵送により技能講習修了証明書の受け取りを希望した方への講習修了の有無については、新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課が電話により行います。講習を修了した方には、簡易書留により技能講習修了証明書を郵送しますので、送付用封筒（角形2号）に郵送に必要な額の郵便切手を貼付し、封筒の宛先に住所、氏名を記載し下記の宛先に郵送してください。

〒950-8553

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター（銃砲係）宛て

(3) 留意事項

郵送による手続については、郵送事故を防止するため、必ず簡易書留の方法で行ってください。

鳥獣被害防止特措法に基づく猟銃に係る技能講習免除規定について

所持許可や更新の申請を行う者で、次の1及び2のいずれかに該当する場合は、技能講習の受講が免除となります。

1 特定鳥獣被害対策実施隊員の場合（鳥獣被害防止特措法附則第3条第1項）

（1）対象となる要件（次のア、イのいずれにも該当する方）

- ア 申請日前1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加した方
- イ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない方

（2）申請時に必要な添付書類

技能講習修了証明書の代わりに、次の書類の提出（提示）が必要です。

- ア 市町村長の発行する鳥獣被害対策実施隊員の「指定書」又は「任命書」（申請日において有効なもの）【提示】
- イ 市町村長の発行する「対象鳥獣捕獲等参加証明書」【提出】
- ウ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であることの「誓約書」【提出】（注1）

2 特定従事者の場合（鳥獣被害防止特措法附則第3条第2項）

（1）対象となる要件（次のア、イのいずれにも該当する方）

- ア 申請日前1年以内に被害防止計画に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて特定捕獲等に1回以上参加し又は同条第8項に規定する従事者として特定捕獲等に1回以上従事した者で令和3年12月3日までの間に猟銃所持許可等の申請をする方
- イ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない方

（2）申請時に必要な添付書類

技能講習修了証明書の代わりに、次の書類の提出（提示）が必要です。

- ア 市町村長の発行する対象鳥獣に係る有害鳥獣駆除の「許可証」又は「従事者証」（申請日において有効なもの）。【提示】

※ 有効な許可証又は従事者証を有していない場合には、当分の間、次のいずれかの書類（市町村長が発行するものに限る）について、申請日において有効な「許可証」又は「従事者証」の提示に代えることができます。

(ア) 申請日において、申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している事を証明する書面【提示】

(イ) 申請日後の日で、対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日（申請日前1年以内の日に限る。）から1年以内において、申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれることを証明する書面【提示】

(ウ) 申請日後の日で、対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日（申請日前1年以内の日に限る）から1年以内の日から有効期間が開始する「許可証」又は「従事者証」【提示】

※(イ)、(ウ)の書類は、申請日に提示できない場合は、申請に対する処分が行われる日（猟銃の所持許可の更新申請の場合は、許可の有効期間の最後の開庁日）までに提示する必要があります。

イ 市町村長の発行する「対象鳥獣捕獲等参加証明書」【提出】

ウ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であることの「誓約書」【提出】（注1）

注1：「誓約書」は、警察署に準備してあります。